

【妊婦支援給付金2回目についてQ&A】

Q所得制限はありますか？

A所得制限はありません。

Q双子を出産しました。妊婦支援給付金として10万円受け取ることができますか。

A妊婦支援給付金は、5万円×妊娠したこどもの人数を支給しますので10万円となります。

Q甲斐市に住民票がありますが、里帰り先で新生児訪問を受けました。この場合、甲斐市・里帰り先のどちらへ妊婦支援給付金の申請をすればよいですか。

A住民票がある甲斐市に申請してください。

※里帰り先の市町村に状況を確認させていただきますのでご了承ください。

Q出生届の際に里帰りなどで産婦本人が行けないときは、申請はできますか。

A妊産婦本人との面談を行いますので、後日面談をした後の申請になります。

QDV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の市町村から異動せずに別の市町村に避難しています。この場合どこに申請をすればよいですか。

A住民票所在地の市町村が、妊婦給付認定申請を受け、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定者として支給することになります。

Q甲斐市で新生児訪問時に面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合どちらの市町村へ妊婦支援給付金2回目の申請をすればよいですか。

A原則として届出時に住民票がある所での給付となりますので、届出前であれば、転出先の市町村へ届出してください。

Q妊娠届出後に、人工妊娠中絶・流産・死産となりました。妊婦支援給付金1回目の支給を受けることはできますか。

A妊娠に着目した支給のため、流産・死産の場合も支給の対象となります。

母子健康手帳が交付される前に流産や人工中絶等をしている場合でも、流産等の前に医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により妊娠支援給付認定及び給付金の給付が可能です。

Q申請（届出）期限はありますか。

A出産予定日の8週間前の日（死産・流産したときはその日）から2年です。しかし早めに申請をしましょう。